交通事故被害者の会

発 行　**北海道交通事故被害者の会**
代表　前田　敏章
事務局
060-0001 札幌市中央区北1条西9丁目
ノースキャピタルビル4階

第45号　2014年8月20日（年3回発行）　TEL 011-233-5130　FAX 011-233-5135
E-mail　hk-higaisha@nifty.com　ホームページ　http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事犯被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。会報が送られ、例会等に参加できます。

意見陳述　ひき逃げの加害者を許さない　札幌市　飯田　寧子

故　飯田ひとみさん

娘は、結婚９年目で授かった大切な娘でした。我子の誕生に、どの親もそうであるように「この子の一生が、どうぞ幸せでありますように」と、願っていました。

娘は、子供の時から、とてもしっかりした子でした。明るく活発で、自分の考えや意見をしっかり持ち、伝えることが出来る子でした。興味のある事には努力を惜しまず、楽しそうに取り組む子でした。大学時代には、学業とサークル活動と、いつもたくさんの友人に囲まれ充実した大学生活を過ごしました。社会人になってからは、早く仕事を理解し、自立した生活をしようと考えていて、仕事に必要な資格試験の勉強も一生懸命していました。事故後１カ月ほどして、その合格通知が届きました。元気でいたなら、また、張り切って次の勉強をしていたでしょう。

娘は、友人達のこと、仕事のこと、将来のことなど、色々な話をしてくれ、私は、そんな娘の話を聞くのが楽しみでした。事故の３日前には、娘と友人家族と食事をし、帰りには「楽しかったね、ママ。また来ようね。」と、言ってにっこりと私に笑いました。この時が、私が娘と過ごすことができた最後の時間となりました。この3日後、警察署の安置室で変わりはて、冷たくなった娘と対面しました。こんな親子の別れは、あまりにも残酷です。

事故の一報を聞き、娘の小学校から大学までのたくさんの友人が駆けつけてくださり、驚きと悲しみの中で最後の別れをしました。あの日から、娘がもういないという現実を受けとめるのに、日々、気持ちが乱れ、今だ、人混みの中に娘の姿を捜しています。生きたくても、生きることができなくなった娘の気持ちを思い、私は毎日必死に生きています。

何故、娘の命が奪われなくてはならなかったのか、真実が知りたいのです。

加害者は「信号が青だと」言いながら、何故、轢く直前に娘の姿が見えなかったと言うのでしょうか。バックミラーで物が散乱しているのを確認しながら、何故、運転を止めてなかったのでしょうか。その時、まだ娘の心臓は動いていました。自分の保身ばかりを考える供述を何も信用することはできません。

人の命を奪った重大性をどのように考えているのでしょうか。うわべだけの謝罪の言葉は聞きたくありません。横断歩道を渡っていた娘を、ブレーキを踏むことなく轢き、大破したフロントガラスのまま娘を路上に振り落とし、救護することなく自宅に逃げ帰った加害者を決して許すことはできません。

出来うる限りの厳罰を望みます。　（いいだ やすこ　2014年5月7日、札幌地裁の法廷での意見陳述より）

※事件の概要：2013年9月13日午後11時30頃、札幌市豊平区水車町2の豊平川9条大橋の市道交差点で、横断中の飯田ひとみさん（当時23歳）は、乗用車にひき逃げされ即死。加害者は、現場から逃げ20分後に出頭。自分は青信号でひとみさんが赤で渡ったと主張。ご遺族は真実を求め、目撃証言を求める活動を今も続けるが、札幌地裁は2014年5月19日、救護義務違反で懲役1年6月執行猶予3年の刑とする。（会報43号参照）

〈今号の主な内容〉　特集 ２０１４年定期総会・交流会　①② 飯田事案の報告　③④挨拶等　⑤～⑧ 交流会での発言　⑨⑩ 被害者の会に関わって（山田裕子）　⑪ 会員はがき　⑫ 要望事項　⑬ 要望書提出　⑭ 小樽飲酒事件の緊急の訴え、講話の報告　⑮ いのちのパネル展報告　⑯ 編集を終えて　他

私の命はそんなに軽いの？と娘に言われます

ひき逃げの罪は余りに軽い 懲役１年６月、執行猶予３年　札幌市　飯田　今日一

昨年9月１３日の事故で娘を失って、もうすぐ1年になります。あらためて、交通事故被害者の会の皆様方からの心強いご支援と公判に臨む知恵を授かりましたこと、感謝申し上げます。

５月１９日、札幌地裁が加害者に下した判決は、救護義務違反による「懲役1年6月、執行猶予3年」という軽いものでした。

娘が使用していたパソコンに残された情報や写真を見ると、充実した大学生活を過ごしたことや、努力を惜しまず、社会人になってからも仕事に必要な資格試験の勉強を一生懸命やっていたことなど、子供の時と変わらぬ性格と気持ちが伝わってきます。負けず嫌いの娘自身が、命と未来が奪われたことを、悔しんでいます。

娘が失った未来・夢・希望と、事故で受けた痛みに対する判決は余りにも軽い！

加害者はブレーキを踏むことなく娘を轢き、大破したフロントガラスのまま娘を路上に振り落し、バックミラーで現場を確認しながら、救護せず逃げました。そして、公判中も「メディアにより社会的に制裁を受けた」とか、自己保身の供述ばかりで、人間性も何も信用できませんでした。

判決後の加害者の安堵した顔だけが印象に残ります。自分が起こした罪の重さを認識していないと感じました。やはり、加害者側に、事故で放置された娘が着ていた血だらけの服を見せて、「命を奪った」ことを、知らしめ、良心の呵責を感じさせるべきであったと思っています。

加害者は、道交法７２条の義務である「命を救うことの行動」をせず、娘を「放置して逃げた」結果、娘を殺したのです。そのことの重大性を示した判決を期待しました。しかし、判決はそのことを認識せず、1年6月の実刑なしでした。

娘から、私の命はそんなに軽いの？と言われます。

新しく重い刑罰の法律が成立しました。司法の方も過去の判例と決別して新しい視野をもった判決を下していただきたい。そして交通犯罪を無くすため、「自動車運転は命の尊さを知って運転する」ことを周知しなければならないと思います。

（上記報告は、5月10日の交流会の発言を基に、5月19日の判決を受けて書き加えていただいたものです）

娘を見ていないというのはうそ

5月7日、札幌地裁での意見陳述抜粋

加害者は、また、逃げるのですか。本当のことを話してほしいのです。

加害者の供述調書で、事件当時は、何百回も通った道路で制限速度を守り５０ｋｍ走行で運転していたが、娘の姿は見ていないとの供述です。

しかし、私は何度も事件現場で目撃者捜しをしながら、事故の直前や直後に現場を通ったという人達から、当時の状況を聞きました。事件時間の前後に現場を通った人の話は「歩くには、悪い天候では無い」ということでした。前を見て運転をしていたのであれば、人であることが判らないことは考えられません。私も同条件で運転走行しましたが、人が見えない訳がないのです。目の前の人をはねて、フロントガラスが割れて、髪の毛もついているのですから、人とぶつかったことは、はっきり判ったはずです。娘を見ていないという供述は、絶対に信じられません。

また、加害車輌のフロントガラスの割れ方で走行を続けた場合は、２次事故が起きる可能性があるのに、何故に運転を止めて事故現場に戻らないのか、娘を救護しないか、理解できません。家に行くまでの走行経路も交番を避けているようで不自然です。加害者の話は全く信用できません。

本来、加害者が、現場で車を止めていれば、血を流して倒れている娘の姿を見たはずです。私は、加害者に、自分が救護せずに放置した娘の姿を見て貰いたいのですが、今は写真と骨だけです。

事件当時に着ていた娘の服は血だらけで、今も、私が保管しています。

また、娘の死亡診断書を作成した医師は、相当なスピードで走行した車輌でないと娘の身体がこのような状態にならないだろうとの説明でした。

この裁判で問われている罪は、自動車で娘をはねたのに、救護せずに逃げてしまった事実のはずです。救護するというのは自分がはねた人の命を救うための義務です。救護しなかったことについての反省や謝罪はなく、ただ「人だと気付かなかった」という一点張りで、自分は悪くないかのような態度でした。

火葬場で、最後の別れ前に「パパ、ママ、くやしいよ！何故、私が死ななければならないのよ！」の叫びが最後です。加害者には、娘の叫びがある限り、「一生関わりがある」ことを伝えます。

２０１４年定期総会・交流会開く

発足以来１５回目となる定期総会は5月１１日１３時半より、かでる２・７を会場に、２０家族２４人の出席で行われました（会員家族数１１８）。司会は副代表の小野さん。犠牲者への黙祷を捧げたあと、来賓の道警交通部と道交通安全協会よりご挨拶を受けました。

総会議事は、今年も伊藤世話人の議長により滞りなく進められ、活動報告と決算、２０１４年度の活動計画・予算、要望事項が提案通り承認されました。役員についても、前田代表、小野・内藤両副代表が引き続き選出されました。

代表挨拶　基本法から１０年の課題

前田 敏章

はじめに、来賓の道警交通部と道交通安全協会の方々に心より御礼を申し上げ、今後とも変わらぬご支援をお願いするものです。

本総会には、新しい会員の方も参加されていますが、被害から10年、20年、あるいはそれ以上経った方も多数おられます。出欠はがきに書かれた会員の近況の中にも、年月を経ても変わらず、より深くなる苦しみが記されております。

釧路の三浦さんは「また明日」という言葉が使えないと書いておられます。苫小牧の河合さんからも「前向きになったり、後ろ向きになったり、精神的に不安定になりながらも、なんとか過ごしております。」とありますが、皆さん同じ状況ではないでしょうか。本日参加できない多くの会員とも心一つに、総会と交流会を意義あるものにしていきたいと思います。

会発足から15年の節目の年ですが、2004年の犯罪被害者等基本法の制定から10年です。被害者は長きにわたり、刑事司法の世界においてなど「忘れられた存在」でしたから、「被害者の尊厳と権利」が初めて明記された基本法は、希望の光でした。

そして10年、法律制度は大きく変わりました。二次にわたり基本計画が策定され、刑事裁判への被害者参加制度が5年前から始まり、被害者の視点を取り入れた命の教育も本格化、そして交通犯罪処罰法も2001年の危険運転致死傷罪新設以降数回の改正を経て、今月20日には逃げ得を解消した新たな処罰法が施行されます。

しかし、未だ根強く、変わるべきなのに変わらないものがあります。3日前、飯田ひとみさんひき逃げ事件の裁判傍聴をして、その感を強くしました。あまりにも被害者の命を軽く扱い、加害者の理の通らない言い逃れを容認する「加害者天国」の法廷です。飯田さんのご両親の意見陳述こそ真実・正義です。

こうした反正義の法廷を許している、基本法の精神を理解しようとしない法曹界や学会が根強くあることを、私は被害者参加制度の見直しを検討する意見交換会に出席して痛感をしているところです。

さらには、ある犯罪被害遺族が「交通事故で死んだのならあきらめもつく」と書いていたのを思い出すのですが、交通被害は、他の犯罪被害と異なり、時間が経てば心の整理も出来るし、回復できるという根強い偏見も未だあります。

専門家を含めた、世間の無理解、二重の偏見が私たちを苦しめます。会報44号の巻頭に、姉を失った白倉紗穂さんの手記がありますが、「周囲（まわり）から支援はいりません。理解が欲しい」という言葉は痛切です。

私たち被害者の「回復」というのはそもそも不可能です。希望や喜びを一杯に感じることの出来る元の生活や人生は全く望めません。しかし、社会において失われた「尊厳と権利の回復」は、直ちに実現させなければなりません。私たちのせめてもの願い、犠牲を無にせず、命が何よりも尊ばれる社会の実現にとっても、それは必要不可欠だからです。

15年目の総会を迎えての、私たちの課題は、やはり、被害者の視点が貫かれる社会をめざすたゆまない活動ではないでしょうか。基本法の謳う尊厳と権利という骨格を肉付けし、社会のすみずみにまで血を通わせるために知恵と勇気を寄せ合いましょう。

来賓挨拶　来賓挨拶

北海道警察本部 交通部
管理官　久保田 裕之氏

会の皆様方には、各種講演活動や「命のパネル展」などを通じ、道民の皆さまに交通事故防止の意識を高めていただくことを目的に活動されており、本当に感謝しております。

北海道の交通事故の情勢ですが、昨年は184人もの尊い命が失われました。また、16,247人の方が怪我をされたということで、年々減少はしてきておりますが、やはりこれだけの尊い命が失われているのが現実でございます。我々北海道警察は、皆様方始め、関係機関、団体のみなさまの力を併せながら、交通事故で亡くなる方が一人でも減少するように頑張っているところでございますので、今後ともよろしくお願い致します。

さて、若干お時間をいただきまして、本年5月の20日から施行になります「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」の概要についてご説明させていただきます。具体的には、先ほどいただきました会報44号に詳細が記載されておりますが、この法律は、被害者やご遺族の方の強い思いと行動によって成立されたものと考えております。

悪質な事故を起こした運転者であっても、法律の壁により、軽い自動車運転過失致死傷となってしまう事故が多々あり、警察も歯がゆい思いをしていたというのが現実です。依然として飲酒運転や無免許運転等による死傷事故が発生しており、この種事案であっても、現行の危険運転致死傷罪には該当せず、自動車運転過失致死傷罪が適用された事件を契機として罰則見直しの意見が多くあり、運転の悪質性や危険性等に応じた処罰ができるよう、罰則の整備・強化を行うこととしたものです。

概要ですが、危険運転致死傷罪、自動車運転過失致死傷罪の自動車事故関連刑罰を刑法から引き離しまして、本法で一本化し、現行の危険運転致死傷罪の適用範囲を拡大し、さらに無免許で事故を起こした場合にも罰則を強化しております。

現在の社会生活上、自動車は欠かすことのできない乗り物ですが、一歩間違えると人の命を奪う凶器となるということを私自身を含め、運転者全員が自覚し、社会全体にも訴えていかなければならないと思います。

交通事故のない安全で安心な社会の実現はみんなの願いです。

皆様方におかれましては、今後とも交通事故の撲滅ということを目標に、我々とともに事故抑止活動を進めていただければ幸いでございます。

(財)北海道交通安全協会
企画推進部長　新谷 恵司 氏

皆様には、様々な形で交通安全にご支援、ご協力を頂いておりまして、重ねて感謝申し上げます。

はじめに当協会の事務所建設でありますが、予定どおり、北区北30条西6丁目に本年の10月末の完成を目指し着工しました。完成間際になりましたら移転作業などについて、ご相談させていただくことになりますので、宜しくお願い致します。

昨年の8月に「その悲劇まだ続けますか」と題する手記集を出させて戴きました。その中の一つについてお話いたします。

道南で大型ダンプと乗用車の正面衝突があり、乗用車に乗っていた家族4人が死亡しました。その現場は交通量の多い直線道路で、見通しや運転に支障を与えるような障害物はなく、ブレーキ痕も無いことから居眠り運転と思われます。

犠牲になられたのは、おじいちゃん、おばあちゃん、そして実の娘夫婦に授かった高校生と中学生になるお孫さんで、検視が行われている病院の一室に入ると、声をかけると直ぐにでも目覚めるような、実に穏やかな姿で4人並んで安置されておりました。

その忍びがたい光景を目にすると思わず涙が込み上げ、止めることが出来ませんでした。そして駆けつけた娘さんは、変わり果てたご両親と最愛の我が子を前に、「おじいちゃん、どうして孫まで連れて天国に行ったの･･･」と泣き崩れ、言葉にならない嗚咽が今でも耳に残っています。

事故現場までの運転は少なくても6時間を超えていて、一瞬の睡魔が尊い4人の命を奪ったと思わざるを得ません。

挨拶になじまない話となり誠に申し訳ございませんでしたが、本日の総会が盛会裡に行われますことと、皆様の益々のご活躍とご健勝を祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

会員交流会での発言①　犠牲を無にしない私たちのとりくみ

総会後の会員交流・学習会には会員２８人を含め３３人が出席。最初に、オブザーバー参加いただいた（写真左から順に）一般社団法人日本損害保険協会業務企画部自動車・海上グループ金泉浩二さん、札幌保護観察所被害者担当官 北島真琴さん、被害者担当保護司 永井千代子さんからご挨拶を受けました。

交流会は今回も「犠牲を無にしない私たちのとりくみ」をテーマに、いつも支援・協力いただいている青野弁護士、山田裕子さんも加わり、大変貴重な学習･交流が行われました。以下発言と報告を要約します。

遷延性意識障害の息子のこと
江別市　竹橋 信良

昨年から入会しお世話いただいております。二男が5年半ほど前交通事故に遭い、遷延性意識障害です。青信号で横断歩道を渡っているときに右折してきた軽四に撥ねられました。中村記念病院の国交省のNASVAで3年間治療を受け、現在は同じ病院の一般病棟で治療継続してます。症状ですが、一見しますと表情など健常者とあまり変わりませんが、意志がまったく通じません。目は開けておりますが、立って歩くことも何もできない。医師の診断では、この状態を改善するのは100%困難だとは言われてませんが、それに近いことは言われています。したがって、現在36歳ですが平均寿命からいくと、あと40年くらいこういう状態になるのかなということで、その辺が一番心配です。

治療の経過でいろいろなことがありました。極端な高熱が続いたこともあります。当初砂川の市立病院のICUで治療を受けたのですが、体温計は42度までしか測れないですよね。それがいっぺんに水銀が上がってしまうので、実際の熱がわからない。そういう状態が続いて両目が白目になってしまうという高熱に長期間悩まされました。二つ目は肺塞栓症。血栓が肺に飛んで、呼吸できなくなってしまのです。この時は医者もあわてていたようです。NASVAの専門病床で治療を受けているときに、大腿骨を骨折し、何回も（6回ぐらい）身体にメスを入れられ、そのたびに命があぶないと医師から告げられました。何とか生きながらえたということで現在にいたっています。

これから心配なのは、息子のように遷延性意識障害で障害1級という一番重い症状の、年齢の若い者がリハビリ治療を継続していく医療機関が極めて少ないことです。息子もいつまでもここに居られるわけではないので、札幌近郊や旭川あたりを探しましたが見つからず、道外という事も考えざるを得ません。

もう一つは、私どもは70歳を超えました。介護する親の高齢化が進むと後が心配です。兄が一人おりますが、家庭を持って地方にいますので、頻繁に面倒をみるということはできません。その辺が非常に心配です。コロポックルさんでパーソナルノートを作られたということで、そういうのを活用しながら、いろいろ勉強して学習を重ねながらその心配事を少しでも軽くしていこうというのが今の心境です。

治療面については、今入院している中村記念病院で、極めて熱心な主治医に当たり、病院のスタッフと信頼関係を結んでおりますので、非常に安心しており救われております。

いろいろな方に助けられたので、息子の状態、事故の実態を報告して、交通事故は悲惨なものであるということをご理解いただくもの書こうかと、今準備を進めているところです。

先ほど飯田さんのお話を聞いておりまして、まったくその通りだなと実感しております。NASVAの専門病床のご家族のお話を聞きましても、結局轢かれ損なのです。社会の責任を強く感じもします。

またこの会でお世話になり、勉強しながらやっていこうと思っておりますのでよろしくお願いたします。

恐怖と緊張の毎日でした。どう前を見たら良いのか･･･ 札幌市　能勢 雅美

昨年初めて参加させていただいて、今年2回目です。息子（会報43号の手記「小学5年の息子は交差点で車にはねられ、今も意識が戻りません」参照）は、事故から1年7カ月がたちましたが、いまだに事故当時に搬送された札幌医大に入院中で、これから先の見通しも立っていません。心肺停止状態で搬送され、手術できないと言われ、次の日に手術はされましたがその時も心臓が止まってしまい、これ以上は何もできませんと言われました。それでもなんとか命は助かったのですが、昨年1年間は、高熱を繰り返し、毎日毎日怖かったです。もちろん悲しいのですが、恐怖と緊張の日々で、夜ももちろん何度も目が覚めます。自分がいても何もできなのですが、高熱で心拍数が200を超えている息子を病院に置いてくるのはすごくかわいそうで、辛くて不安だろうなと思いながら帰宅する日々でした。それでも、医大の先生方がよく診てくれて、一つ一つ越えて来て、とりあえずこの半年間はそういうことは一度もなく、先生方からもずいぶん体調は落ち着いてきたと言ってもらえています。けれども、1年以上前に予定されていた手術も未だできず、なかなか前には進めていない状況です。先ほどの方のNASVAの話も聞いており、転院希望もあるのですが、医大には命を助けてもらい信頼もしているので、なるべく良い状態で転院ができたらよいと考えています。

会員交流会での発言②　犠牲を無にしない私たちのとりくみ

犯罪者は改善更生されるのでしょうが、命を奪われてしまった被害者の方とか、うちの息子のような場合、更生どころか、動けたり話せたりとか、その程度のことも一切できないわけで、希望を持ち続けることも難しいです。この差は不条理です。

日々前を見たいのですが、どう前を見たらよいのかわからない、そんな毎日です。

息子と一緒に頑張っています　稚内市　米内 隆俊

お二方の息子さんがたと同じで、私のところも遷延性意識障害で、受傷が2003年6月ですので11年になります。身体もそれなりには大きくなるのですね。お二方と一緒で高熱も出て心拍数とかすごく心配なのです。最初は全治1カ月と言われました。それで今に至っているのですが、病院側の配慮で家内は次の年の3月まで病院で寝泊まりさせていただきました。今は痰の吸引から何から教えていただきやっていますが、やはり母親としてもずっと付いていたい思いがあり、今は8時くらいで帰るのですが、やはり後ろ髪を引かれるようで辛いと思います。医療が発達し、命だけ助かるという被害が多くなると思います。事故というのは被害者が一方的に苦しみ、加害者というのは、その時には神妙になっているようですが、そのあとは結婚して子ども生んだり、もう忘れたような感じなので、もう少し厳罰が受けられるような制度になれば良いと思います。

不当な裁判と等級認定　札幌市　本間 りつ子

24年前、夜間歩行中に車に跳ね飛ばされ、記憶障害や方向・平衡感覚の障害など残り、介助さんなしには動けないなど苦しんでいます。跳ね飛ばされ意識混濁状態のときに警察が加害者言うなりの現場検証を行って、ただのむちうちにされてしまい、それがずっとひびいています。

10年ほど前に、びまん性軸索損傷が医者の間に認識されて診断書が出たので、ようやく裁判ができたのですが、結局加害者側の鑑定医の意見のままで、障害の一部しか認められない不当な判決でした。民事では最高裁まで上げたのですが、最近却下されました。ひどいです。正しく認めて欲しいです。

私の二次被害　札幌市　七尾 博之

平成23年11月25日に事故に遭わされました。昨年初めて定期総会に出席した時は、まだ仕事にも戻れず、リハビリも長期に渡ったのですが、今年、とりあえず会社には復帰しました。しかし、それで万々歳というわけではなく、先ほど心理学の山田さんがお話しされていましたが、交通事故の被害者は、直接命や身体、精神的被害を受け、そこを何とか大変な努力をして乗り切ったと思った次に来るのが二次被害なのですね。

世の中に差別があります。交通事故の被害者に会えば、運が悪かった、変な星に生まれた、そういう差別。それに打ち克ち乗り越えていかなければならない辛さがある。それは被害に遭われた方々にしかわからない。加害者は罰金を払い刑期を終えるで済むかもしれないが、被害者はたとえ命があったとしても、一生続き、忘れることはできない。9割以上の第三者には、他人ごと。そういう人たちの中でどうやって生活していくか。反発すれば変な人に思われる。折り合いをつけ、妥協するところは妥協し、主張するところは主張して、いかに社会とつながりをつけてやっていくかが大変なこと。

そういう中で、この被害者の会で、どうすればもっとよりよい社会にしていけるかということを考えながらやっていきたいと思っています。

長男の遺志を継いで　札幌市　真島 勝彦

今年3月、北海道教育大学大学院を卒業しました。長男以明（いざや）が教育大の教育臨床に入ったのは、なかなか自分で声を上げられない弱い立場の人を支えたいとの思いがあり、さらに大学院で臨床心理を学びたいとの意志がありました。

2010年7月4日の交通犯罪で以明が殺されてから、以明の代わりに大学院に行こうと思い、翌年2月に試験を受け合格しました。

教育大では、いろいろな場面で息子の級友や後輩たちと出会い、親が知らなかった姿（頼れる先輩）を知ることができました。

以明の後輩たちがいる内に卒業しょうと、修士論文を準備しました。私自身の問題意識も息子と共通するところが多く、信仰と心理との関わりを論文にしたいと思い、グリーフケアと信仰、具体的には死別体験に信仰が果たしている役割について考えました。

グリーフケアについては、援助する側と私たちとでは、根本的な違いがあること。（P14参照）また、人が死別体験をしたときに、悲しみを共にする家族や友人、被害者の仲間の支えが重要であること。そして、裁判に関わったりして事件の事実を知ることが死別の体験から新たに生き直し、亡くなった使者との関係を結び直し悲しみを抱えながら生きる上での支えになることなど、論文で言えたと思います。

これから、何らかの形で被害者の苦しみに寄り添う心理士になっていきたいと考えています。

事故を作り変えられて　札幌市　岩井 利江

やはり加害者本人の罪の意識は浅いです。私は9年11カ月前に追突されました。直ぐに警察に連絡して欲しいと頼んでも、連絡せず聞こえないところで自分の会社と保険会社に連絡して、それからやっと警察に連絡したのです。後からわかったのですがその間に事故を作り変えました。警察は現場に来ないのです。弁護士は保険会社の手足だということもわかりました。そして私は被害者ですのに、裁判を起こされたのです。それで自分で後から証拠を集めて法廷に出して取り組んだら、争点の一つは100％勝訴ですと青野先生に言われました。ですから加害者は罪の意識が低いばかりか、事故を作り変えるのです。

会員交流会での発言③　犠牲を無にしない私たちのとりくみ

現場に花を植えています　旭川市　山下芳正

平成15年、当時19歳の息子が危険運転で亡くなりました。事故は深川市音江町で、その現場に小さな花壇を作っています。道道ですので土木現業所の許可を頂き、事故直後からずっと雪が融けて雪が降るまでの間の土曜日曜、時間が許す限り深川に通って周りの草を取ったり花を植えたりしております。この連休にも家内と二人で行って、草を取り花を植えました。芝桜、ラベンダー、コスモスというふうに、1年中何かしら花が咲いているようにしております。

それと、4月24日が事故から11年目でしたが、毎年友人たちが来てくれて、みんなと昔の息子のことだとか、いろいろ話をしたというのがこの頃の出来事です。

心の傷は癒えません　夕張市　永野　準二

私の母の事故から丸12年経ち、干支が一回りしました。何年たっても心の傷は癒えなく、先ほども加害者のことをしばらく振りに思い出しました。たまたま私と同じ学校の同級生です。でも彼は、事故のことなどとっくに忘れ新しい生活を送っており、うらやましいと最近は思います。明日母の日を迎えるのに胸がつまる思いです。その悲しい思いをこういう活動に出来る限りそのパワーを注いで、全道の皆さんに、こういう悲しい思いをしてもらわないために私なりにやっていきたいと思います。これからもよろしくお願いします。

病院との闘い　江別市　若林　緋沙子

私は平成3年の事故で車椅子が必要な身体になったのですが、私の闘いはお医者さんとの闘いでした。うまく私の身体を診断できるお医者さんに会えなかったのです。それで青野先生にお世話になったのですが、まだ私の身体の中には、認めていただけない後遺症があります。車いすに乗っていることも、認められておりません。歩けないのは精神的なことが原因になっていますし、私の脳は常時てんかんのようなけいれんを起こしています。受傷したところは頚椎です。1回目の頚椎の手術が5番と6番でした。2回目が3年目に見つかって、頚椎と1番と2番を金具で固定しておりまして、首は大変不自由です。それでもがんばって畑仕事したり、冬は除雪をしたりしております。

最近歳を感じ、自分の先のことを考えます。損保会社もそうですが車のメーカーの責任で、交通被害で困っている人を受け入れる場所や体制を作ってもらえないでしょうか。

裁判官がおかしい　札幌市　高橋　雅志

会場のパネルでうちの娘を見て、今頃生きていたら、孫の一人や二人がいたのではないかと思いました。こんな話をしたら涙が出てくるだけです。

私も交通裁判に何回も行きましたが、本当におかしな判決ばかりです。いつも思うのは、青野弁護士さんみたいな人が裁判官になったら日本の交通事故もなくなるのではないかということです。裁判官はもう少し事故に対して真剣に考えて欲しい、そういう思いでおります。

怪我の人の苦しみ　札幌市　荻野　京子

私も若林さんと同じで、平成9年の怪我から腰が曲がり、股関節が折れてしまって、大変な身体ですけれども、まだ生きてこうやって活動できることを感謝しております。悲しいこと、苦しいことといっぱいあるでしょうけれども、できるだけ大勢の方にこの苦しみ悲しみを聴いていただいて、理解していただける場を設けていただけたらと思います。

被害者の痛み　札幌市　本間　りつこ

24年前、夜間歩行中に車に跳ね飛ばされ、記憶障害や方向・平衡感覚の障害など残り、介助さんなしには動けななど苦しんでいます。跳ね飛ばされ意識混濁状態のときに警察が加害者言うなりの現場検証を行って、ただのむちうちにされてしまい、それがずっとひびいています。

平成15か16年に、びまん性軸索損傷が医者の間に認識されて診断書が出たので、ようやく裁判ができたのですが、結局加害者側の鑑定をそのまま認めるという不当判決でした。民事でも最高裁まで上げたのですが最近却下されました。ひどいです。間違いは正して欲しいと強く願っています。

変わらない刑の軽さに怒り　副代表　小野　茂

先ほどの飯田さんの事件の判決が1年6月と聞いて驚きました。私の息子の場合は、1999年当時、求刑1年6月、判決が1年2月です。危険運転致死傷罪ができるなど刑罰そのものは少しまともになってきたと思うのですが、今も変わらないこの刑罰の軽さに、私たち10何年間活動して来て何がどう変わったのかと、すごく不思議な気持ちです。もっとちゃんとできないのか、歯がゆいです。人の命がそんな変な司法だけに通る「相場」で判断されるというのはおかしいです。

兄を失った弟のこと　深川市　伊藤　博明

会報44号の白倉さんの妹さんの投稿を読みました。18年前、私の長男が19歳で青森でバイクで亡くなったのですが、その時に14才だった弟がどうだったのか、これを見て初めて気がついたのです。親はそりゃ悲しい。だけど、高校受験を前にした弟のショックを親父の私がわかってあげていたのかと今になって思いました。親ばかですから2人とも自慢の息子なのですが、その弟に今度会ったら、こういうの書いてみないかと聞こうと思っています。

会員交流会での発言④　犠牲を無にしない私たちのとりくみ

両親が恋しいです　旭川市　長瀬　初美

父と母を一緒に亡くしたのですが、今年2月に17回忌が終わりました。もう16年です。だんだん父と母が亡くなった年に自分も近づいてきているのかなと思います。突然亡くなってしまったので、両親が恋しくて。看護師をしているのですが、入院している認知症の人などの年齢を見て、あ、うちの母と同じ年齢だと思い、生きていたら認知症になっていたのかなと思ったりしたら、すごく恋しく、両親のことを毎日思い出しています。

姪が生きていたら　札幌市　亀田　美紀子

前田千尋の伯母ですが、12日がお誕生日なので、いつもこの時期になると、辛い気持ちになります。息子を弟のようにかわいがってくれた姪ですが、その姪の歳をはるかに超えてた息子に私の孫が生まれました。千尋が生きていたら、義兄の周りにもたくさんの孫がいたかもしれないなと思いました。微力ですが、これからもサポートしていきたいと思います。

今日一日と思い　札幌市　水野　美代子

悲しみは時が癒してくれるとよく人はおっしゃいますが、いつまで経ってもそれは違うなという気持ちです。私自身も年老いてきて、ああ、娘がいたらこういうときは何て言ってくれるかなとか考えますし、悲しいです。でも生活していかなければならないので、朝起きて、今日も一日何とかがんばって、今日一日、今日一日という気持ちで過ごしています。

娘の亡くなった時には、交通事故っていうものはしかたのないものみたいに弁護士さんたちにも言われて、あまり相手にされなかったのですが、交通事故の怖さというものをやっぱり発信していかなければならないとつくづく思います。

会を作って良かった　札幌市　内山　孝子

最初からこの会に関わったのは私と前田さんしか残っていないですね。内藤さんのお父さんも最初から参加していましたが。当時は、こんな会を作って何になるのかという気持ちもありました。しかし、現在このように活動してしており、出来ない事も沢山ありますが、会があって良かったと思われる人がたくさんいるということで、この会を作って本当に良かったと実感しております。

支援の弁護士は増えています　弁護士　副代表　内藤　裕次

内山さんが話されたように、父は最初副代表をやっておりましたが、10年以上前に脳梗塞を患い辞任しました。

今私は札幌弁護士会で犯罪被害者支援委員会に入っていますが、犯罪被害者の方をサポートする弁護士は、着実に増えてきています。ただ、我々弁護士の仕事というのは、あくまでも法律が前提で、その中でどの程度頑張れるかということになってしまい、また裁判官の無理解もあって苦情は絶えないのですが、支援の幅が拡がりつつあることは間違いないということを報告させていただきます。

被害者の尊厳や権利を学ばぬ法曹教育に問題　弁護士　青野　渉

この被害者の会に来ると、私が一緒に裁判をやったりした方々とお会いできるというううれしい気持ちもあるのですが、一方で、裁判とか弁護士に対する不信も語られ、少し怖い気持ちも感じながら参加しております。確かに、被害者ための裁判制度もいろいろ出来ましたがまだまだ不十分というのはその通りと思います。ただ、私が、学生の頃は、とにかく刑事被告人の権利ばかりを教わりました。一方、こちらで講話もされた諸澤先生が一生懸命やっていらっしゃる被害者学などは、ほとんど教えられません。ですから、法律家になった人の頭の中の9割くらいは、被告人の権利を守るのはすごく大事なことだという考えで占められています。ただ、私が弁護士になった18年前に比べると、格段に変わってきております。

この会の方と関わるようになって、最初の頃、被害者と一緒に検察庁に行くと、非常に扱いが冷たくて、交通事故の被害者が検事に話を聞いて欲しいと言っても、ほとんど相手にしてくれなかったのですが、少なくとも今はそういうことは全然なく、被害者が来ればちゃんと部屋をとって捜査の内容を説明してくれます。検察庁は少しずつ変わって来ていますが、やっぱり一番遅れているのは裁判所かと思います。裁判所は特殊な世界で、刑事訴訟法自体が「疑わしきは被告人の利益に」という発想で作られており、被害者という存在は元々法廷には出て来ない法律でした。被害者がいろいろな活動をして、法律も大きく変わりましたが、判決するのは裁判官なものですから、まだなかなか変わっていないところがあります。

やはり、一人で何か言っても聞いてもらえないですが、全国の被害者の方が集まって法制審議会などに出席して被害者の意見を反映させ、場合によっては国会でも意見を言えるというのは、まさにこういう会がずっと続いて活動している成果だと思います。すごいことだと思い、本当に敬意を表しております。司法が、なかなか変わっていないということをおっしゃられると耳が痛いのですが、少しずつ変わって来ている面はあると思いますし、それにはこちらの会のような活動がすごく影響を与えていると思います。これからもよろしくお願いいたします。

被害者の会に関わって学んだこと、思うこと

札幌市スクールカウンセラー　山田　裕子

大変僭越ながらお話しさせていただきます。

1．犯罪被害による心理的影響

犯罪被害による心理的影響について、図でご説明しますと、これは大和田摂子さんという研究者の方が別の方の論文の内容を簡潔に図示したもので、犯罪被害から受ける心理的影響が複合的なものであることをわかりやすく示しています。

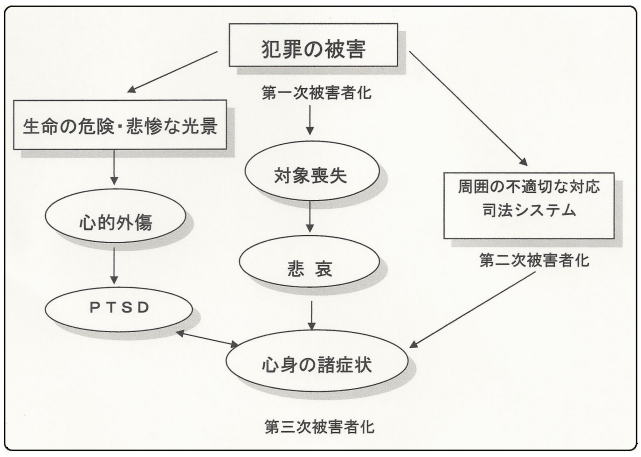

図．犯罪の被害がもたらす心理的影響
（大和田攝子(2003)『犯罪被害者遺族の心理と支援に関する研究』p.25より）

図の真ん中のラインは、犯罪被害（一次被害）の結果、対象喪失（非常に大切なものを失うこと）し、悲哀という失われてしまった大切なものを思い、嘆き悲しむ心理状態になります。通常は悲哀の気持ちを十分に表出して十分に悲しみ、やがて平常な心を取り戻していくのですが、犯罪被害の場合、静かに穏やかに悲哀を鎮めていく作業を阻害する事情が多々あります。それが右側のラインの二次被害です。二次被害とは、犯罪の直接的な結果である一次被害に付随してもたらされる追加的苦痛のことで、警察・検察・裁判などの刑事司法制度や、医師、マスコミ、世間の人々などによる間違った扱いによって受ける被害のことです。被害者の方のお話をうかがうと、一次被害だけでも大変な上に、加えて生じる二次被害が本当に深刻な問題なのだとわかります。二次被害は、社会のしくみや制度の問題から必然的に生じるものもありますし、本来は善意の人々であっても、被害者の心理に疎かったり勘違いをしていたりして生じるものもあります。二次被害を完全に防ぐのは難しいと思いますが、社会制度の不備に関しては、被害者の方々の働きかけによって、1990年代に比べ、相当に進歩した部分があると思います。まだまだと思う部分もあると思いますが、社会に訴え続けることによってさらに改善していくと信じています。また、世間の人びとの被害者への関わり方に関しても、被害者の思いをくじけず発信し続けて行けば、誤った扱いも徐々に減って行くのではないでしょうか。

さらに、図の左側のラインのＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）という心の不調が犯罪被害を原因として起こりえます。ＰＴＳＤはアメリカ精神医学会が編集したＤＳＭという診断の手引きにあり、ＰＴＳＤと診断される症状が列挙してあり、その中の一定数以上が該当すると、ＰＴＳＤであると診断されます。被害者の方がよく示される心理状態として、外傷的なできごとをどうしても思い出してしまう、外傷的出来事に関係すること・もの・場所を避けてしまう、睡眠が不安定になってしまう、この3つがＰＴＳＤの三大症状と言われます。他にも、怒りの噴出、自分が悪いと思ってしまう罪悪感、他人への信頼感がなくなる、他者から孤立しているという感覚、幸福感や満足感を持つことが難しい、重要な活動への関心や参加の減少などが列挙されています。これらの症状は大変つらく苦しくやりきれない気持ちになるだろうと想像しますが、これらは犯罪被害という異常な経験に対して示す正常な反応ですので、自分がおかしくなってしまったのではないかと不安になったり自分を責めたりせずに、医師やカウンセラーの力を借りて乗り越えていただきたいと思います。

以上のような複合的な影響が持続すると、三次被害の状態、すなわち、一次被害、二次被害の影響が長く続き、継続的に精神に不調を抱えた状態になってしまうこともあります。このような図で見ますと、あらためて、犯罪被害に遭われた方の心の負担がいかに大変なものかがわかります。

2．被害者の会と関わって思うこと

私は犯罪被害者の方たちが刑事司法に関わる中で感じる公正感について調べさせていただくために会員の方にご協力いただいてインタビューをさせていただいたことでこちらの会に関わらせていただくようになりました。会の活動に関して、大したお手伝いはできていませんが、関わり続けさせていただくことは大事なことだと思っています。

私が犯罪被害を受けた側に関心を持ったきっかけは、犯罪被害者について取り上げたＮＨＫの番組を見たことがきっかけでした。その番組には、灯油をかけられ火をつけられて全身にやけどを負った女性が出ていましたが、彼女は裁判官に被害の実際を知ってもらいたいと、やけどの跡が見えるように、裁判ではタンクトップ姿で証言したそうです。裁判官に娘がいたとして、その娘がこのような目にあわされたらどのように思うか、どのような量刑がふさわしいか、きちんと考えてほしいと言ったそうですが、その番組を見て、私は初めて犯罪被害というものがどんなにむごいものか気がつきました。それまでは、刑法の条文に書いてある「殺人」とか、「強盗」とかの単語による抽象的なイメージしか持っていませんでした。また、当時は法学の授業で習うのは、被疑者・被告人の権利だけでしたから、その権利を守ることはとても崇高なことだと思うあまり、犯罪被害者の権利にはまったく思いが及んでいませんでした。しかし、テレビで犯罪被害者の現実を知り、ガラッと意識が変わりました。現実を知らないことはおそろしいことで、現実を知らない人々に現実を伝え続けるのはとても大事なことだと思います。この点で、被害について語ることはとてもつらい作業だと思いますが、それでも一生懸命語り続けているこの会の活動はとても貴重なものだと思います。

３．被害者の視点を持つことについて
第三者と被害者の視点の違いから生じるずれ

語り伝え続ける活動の中で、なかなかわかってもらえずにもどかしく思うこともあるかもしれませんが、被害者の視点と第三者の視点の違いから、責任判断にずれが生じます。私は以前、架空の交通事故の話(シナリオ)を被験者に読んでもらい、責任判断のしかたを調べる実験をしたことがあります。被験者の半数には新聞で記事を読むように第三者の目で読んでもらい、残り半数の被験者には自分がその事故の被害者だと思って読んでもらいました。そして、加害者の責任や処罰がどのくらい厳しくあるべきか、という質問に対して、全然厳しくないとか、責任はない、を数値の1として、大変に責任が重いとか、厳しく処罰するべき、を数値の9として、自分が感じる責任や厳しさのあるべき強さをぴったり表す数値で回答してもらったのですが、回答にはっきりと違いがでました。もちろん、自分が被害者だと想像して回答した方が責任判断が厳しかったのですが、架空の事故例を被害者立場を想像して読んでもらうだけでもはっきりした違いが出るのですから、ましてや現実の被害者と第三者では大きく感じ方が異なるでしょう。

また、刑罰の目的とは何か、という問題がありますが、これには悪事に対してそれに見合うだけの懲罰を与えることが目的であるとか、犯罪者を罰することで犯罪の発生を抑制するためだとか、被害者の復讐を代行するものだとか、悪人がそれ以上悪事を働けないように世の中から隔離するためだとか、悪人を再教育して反省させ真人間に改心させるためだとか、いろいろな説がありますが、この点についても、第三者と被害者ではどの刑罰目的が重要と考えるかに違いがあるようです。これは10年以上前に海外で犯罪被害者を対象として調査した結果(Orth, 2003:Punishment goals of crime victims)と、最近国内でインターネットを介して一般の人びとを対象として調査した結果（未発表）とを比較して考えたことですので、研究が行われた時期も国も調査のしかたも異なり、質問項目も同じではないので、単純に比較して結論づけることはできないのですが、それでも一応結果だけを比較してみると、海外の犯罪被害者の回答では、「その悪人がそれ以上悪事を働けなくなるようにする」というのが一番高い点数をとっていて、つまり一番重要だと思われているようでした。反対に、「悪人の再教育」が一番低い点数でした。一方、最近国内で一般の人を対象に行った調査では、一番高い点数をとったのは、多少揺れ動きがあるのですが、「犯罪者を罰することで、犯罪を犯せばどうなるかを人々に示して、同じ犯罪が起こることを抑制する」で、海外の犯罪被害者では一番低い点数だった「犯罪者の再教育」は、国内の一般の人対象の研究では7つの刑罰目的のうちの4番目ですから中ぐらいの重要度という結果でした。この2つの結果の比較からだけでいえば、一般の人は社会における犯罪の抑制を重視し、被害者は犯罪者の再犯を防ぐことを重視する傾向があるとみることができるかと思います。

以上のように、一般の人と被害者はさまざまな感覚にずれがありますから、被害者が一般の人に理解してもらうために、やはりみなさんが経験や思いを伝え続けていかれることはとても重要で意味の深い活動だと思います。

＊＊＊＊＊　出席出来ない会員からのお便り　＊＊＊＊＊

◆高齢者（８０歳）ですので、若い皆さんにお願いします。
（札幌市　SA）

◆多忙なため、欠席します。ごめんなさい。　（札幌市　TM）

◆皆さまが一生けんめい活動なさっている姿を読ませていただきました。息子がいなくなってから２４年、毎日写真を見ていますが、その顔は当時のままです。しかし、私も６０代に入り、パソコン時代に必死について行こうとしていますが、そろそろ世代交替の時期かな？　若い人々が安心に暮らせる日本を私たちが提示したいものですね。　（札幌市　NT）

◆仕事のため欠席します。小学生３人になり、毎朝嵐のような忙しさですが、頑張っています。
（旭川市　TM）

◆いつも会報ありがとうございます。どうぞこれからも、この会で一人でも多くの方々の心がいやされます事を祈っております。
（室蘭市　OM）

◆5月１１日にはＪＲ江差線（木古内～江差）が廃線となり、全町上げて江差に来て下さる皆様への歓迎行事がある為、札幌の方へは出向けず、大変失礼とは存じますが、欠席いたします。
（江差町　YS）

◆いつもご苦労さまです。当日子供達を見てくれるところがなく、欠席させていただきます。皆様に宜しくお伝え下さい。
（上川町　SM）

◆会報送って下さり、心より感謝致します。人身事故の後遺症で右手が不自由です。一応１０月に右手の指の手術をし、激痛は少しはおさまりましたが、以前より不自由です。先生からは、「痛みがあるから８２歳でもボケ知らずだよ」と言われ、苦痛にに耐えなくてはと思っています。

今回の会報を読んで父の事故を思い出しました。私の父は美しい港町ラウスでひき逃げされ亡くなりました。弟に事故の事を聞きラウスに向かおうとしたら、「お前は心臓が悪いので来てはいけない。これから解剖されるので俺もそばに近寄れない。頭がつぶれて、父でなく、まるでボロ切れだ」と涙声で言われました。犯人はつかまりませんでした。

私も、嫌な事や悲しい事をなるべく思い出さないようにして生きてきました。そうしないと心臓が悪化すると主治医に言われ、生かされてきました。

家族が事故に遭い、悲しんでいる皆様の悲しみ私にも理解できます。本当に事故がなくなると良いですね。車に乗ると人格がガラリと変わる人を身近に見たことがあります。不思議に思います。

私は他の人と明日を約束できない変な人間です。ですから「明日」という言葉を使えず「また逢うね」としか言えなくなっています。なぜなのか自分でもよく理解できません。　（釧路市　MT）

◆被害者の会の皆様、毎回お疲れ様です。私も出席したいと思うのですが、なかなか調子をととのえる事ができません。宜しくお願い申し上げます。　（小樽市　IS）

◆いつも会報を送って戴きありがとうございます。(札幌市　ST)

◆拝啓　役員、事務局の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。さて、早いもので息子の事故から既に１８年が過ぎ、私たち夫妻も後期高齢者の仲間入り。つきましては、今年度限りで貴会を退会させて頂きたくお願い申し上げます。多年にわたり、会報等活動状況をお知らせいただき、誠に有難く、厚く御礼申し上げます。今後とも皆様のご多幸を心からお祈り申し上げます。敬具
（函館市　TK）

◆毎回会報を送付していただきありがとうございます。仕事の都合で、定期総会・交流会は欠席させていただきます。（札幌市　IT）

◆調子が良い時と、悪い時のくり返しです。いつも欠席で申し訳ありません。ちなみに今ベースギター練習中にて。　（恵庭市　TK）

◆皆様お元気でしょうか？　いつも活動ご苦労様です。皆様にお会いしたいと思いつつ体調が思わしくなく、出席出来ず申し訳ありません。こんなに文明が進んでも交通事故は減らず、命が軽視される世の中。何故でしょう？負傷された方の国への要請、本当に有り難うございます。（札幌市　OS）

◆所用のため欠席させて頂きます。皆様に宜しくお伝え下さいませ。世話人の方々、いつもありがとうございます。（江別市　TY）

◆出席する予定でいますが、息子の手術日が現在まだ決まっておらず、状況により付き添いのため欠席となるかもしれません。皆様に会えることを楽しみにして、息子の完治のため私なりに頑張ります。　（南幌町　SY）

◆役員の皆さまには大変お世話をおかけしています。当日は親族の集まりと重なり欠席させていただきます。会員の皆様へよろしくお伝えください。（札幌市　HT）

◆当日は予定があり、欠席させて頂きます。いつも会報を送って頂きありがとうございます。
（札幌市　KA）

◆役員の皆様、大変お世話に成っています。私共も元気でおります。急用が出来まして申し訳ありません。役員の皆様もお元気でお過ごし下さい。　（砂川市　FM）

◆いつも会報を送っていただき、ありがとうございます。
（大阪府　KR）

◆会の皆様には貴重な情報を頂き、大変な勇気と希望を与えられております。世界は進歩していますが、交通事故は減少していません。今の私も脳挫傷の後遺症の身体不調からの快方を目指してリハビリに励んでおります。交通事故の撲滅を計る会の活動の活性化と充実を祈念致します。
（千歳市　SN）

◆事故から１年８ヶ月。前向きになったり、後ろ向きになったり、精神的に不安定になりながらも、なんとか過ごしております。今回も参加できず、申し訳ございません。皆様へよろしくお伝え下さい。
（苫小牧市　KY）

◆いつも会報を送って下さり本当にありがとうございます。
（札幌市　KM）

交通犯罪被害者の尊厳と権利、交通犯罪・事故撲滅のための要望事項

2014年5月　北海道交通事故被害者の会

１　救命救急体制を万全にすること

1-1 医療活動のできる高規格の救急車（ドクターカー）および医療専用機（ドクターヘリ・ドクタージェット）を整備・配備して、人身にかかわる事故に対し、地域格差なく全ての人に迅速、適切な医療が施される体制を確立すること。

1-2　そのためにも、救急救命士の医療的権限の明確化や、救急指定病院の拡大、指定外病院でも迅速な医療が施されるシステムの確立、さらに遠隔地医療の充実などをはかること。

２　公正で科学的な捜査を確立すること

2-1加害者供述に依存した「死人に口なし」の不公正捜査を生まないよう、「事故処理」ではなく「事件捜査」として、物証に基づいた捜査を徹底すること。事故原因を徹底究明すること。科学的捜査に基づき公正な裁判を行うこと。

2-2　被害者の知る権利と、捜査の公正さを保障するため、実況見分調書など交通事故調書や鑑定報告書を、当事者の求めに応じ、送検以前の捜査過程の早期（実況見分調書は1～2週間以内）に開示すること。

2-3　科学的捜査と原因究明のために、検視検案に際しては、CTやMRIなど画像検査および薬毒物検査を義務化し、医師が的確に死亡診断し、解剖の必要性を判断する仕組みをつくること。遺族等へ配慮し必要な情報提供や相談ができる体制を作ること。死因究明を専門的に行う機関を一元化して設置すること。生体鑑定についても同様に万全にすること。

2-4 科学的捜査と原因究明のために、航空機のフライトレコーダーに相当するドライブレコーダー（事故やそれに近い事態が起きた際、急ブレーキなどに反応し事故前後の映像等が記録され、分析によって速度や衝撃の大きさなど詳細が再現できる）の全車装着義務を法制化すること。

2-5　公訴時効制度は、逃げ得を許し、被害者が望む公正な裁きを損なう悪しき制度である。時効撤廃の対象には、危険運転致死傷罪など自動車運転処罰法に関わる犯罪も加えること。

３　被害者の①尊厳が護られる権利②知る権利③司法手続きに参加する権利 ④被害から回復する権利の擁護

3-1　事故原因、加害者の処遇、刑事裁判の予定など、被害者の知る権利を保障する通知制度を徹底すること。

3-2　被害者参加制度の制度趣旨を徹底し，被害者のために柔軟に運用すること。犯罪被害者等基本法前文および第18条の趣旨並びに被害者参加制度の実施を受けて、公判前整理手続に被害者ないし被害者参加人弁護士が出席できるようにすることなど被害者参加制度の改善整備を進めること。。

さらにすすめて，捜査，公訴提起，刑事裁判手続に被害者が直接関与できる制度を整備するとともに，かかる権利の実現に資する制度，例えば，捜査情報の提供を受け捜査に参加する権利の確立や検察審査会の機能と権限の強化等をはかること。また，新設された損害賠償命令制度の適用対象を，過失により人を死傷させた犯罪にまで拡大すること。

3-3　被害者に対する損害賠償が適正に措置されるように、保険賠償制度は国が管理する自賠責保険に一本化し、対人無制限など充実させること。自賠責保険の支払限度額や給付水準を抜本的に改善するとともに、公正な認定がされるように機構の改善をはかること。交通事犯被害者への適正な治療と補償、後遺症認定がなされるように、初期診断にあたっては、全身の検査が重要であることを医療機関に指導徹底すること。外傷がなくても頭部打撲や脊髄液減少症などの発症の可能性がある全ての場合にＭＲＩなどの画像診断記録を義務づけるなど制度整備を図ること。事故による流産もしくは帝王切開術に対する保障、およびその結果発生する後遺障害に対する保障について早急に整備するなど、労災保険の認定基準に準拠している現行の認定基準を抜本改定して十全な損害賠償を実現すること。経済的支援と合わせ、PTSDに対する支援制度など精神的な支援を含めた被害回復の補償制度を確立すること。

3-4　脳外傷による高次脳機能障害及び脳脊髄液減少症を重大な後遺症として積極的に認定する制度を構築すること。これらを含む後遺障害者の治療と生活保障を万全にすること。介護料の支給対象を診断書による判断として拡大すること。遷延性意識障害の当事者を介護する療護センターの充実をはかること。高次脳機能障害者の早期脳リハビリ施設の充実と一般就労支援窓口の充実をはかること。

3-5 交通犯罪・事故の被害に遭った胎児の人権を認め、人として扱うこと。加害者の刑事罰、損害賠償および保険制度においても胎児の人権認め、保障を万全にすること。

3-6　交通犯罪被害者など犯罪被害者が、被害直後から恒常的に支援を受けられる公的機関の整備・充実をはかること。当会のような被害者団体の活動に財政的支援が受けられる制度を整備すること。

４　交通犯罪を抑止し、交通死傷被害ゼロを実現するために、刑罰を適正に改めること

4-1　自動車は，その運転方法いかんによっては，凶器となる。そして，危 険な運転によって重大な被害をもたらすことは、これまでの幾多の事件により 明らかである。危険な運転行為を行い，その結果，死傷の結果を生じたのなら、他の過失犯よりも重い処罰をすることが、交通犯罪抑止のために不可欠である。「自動車運転処罰法」の危険運転致死傷罪等については、目的などの主観的要素の要件を緩和するなど、危険な運転行為一般に適用可能な内容に改正すること。同じく過失運転致死傷罪の最高刑を引き上げること。死亡事件の最低刑を罰金刑ではなく有期刑とすること。

4-2　交通犯罪に対する起訴便宜主義の濫用を避け、起訴率を上げること。自動車運転処罰法第5条に残された「傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除できる」という「刑の裁量的免除」規定は即刻廃止すること。

4-3　危険で悪質極まりない飲酒や薬物使用での死傷事件を撲滅するために、厳罰化とともに事故の際の運転者の飲酒検査の徹底や血液検査を制度化すること。飲酒の違反者には「インターロック」（アルコールを検知すると発進できない装置）装着を義務化するなど、再犯防止を徹底すること。

５　免許制度について

5-1　運転免許取得可能年齢の繰り上げ（バイクも18歳へ）や教習課程の抜本的見直し、さらに「運転適性検査」（医学的など）の義務づけなど、免許付与条件を厳格にすること。

5-2　免許者の違反行為はすべて重大な人身事故の要因となる。累犯と事故の未然防止のために安全確認違反など悪質な道交法違反は全て免許取り消しとし、その他の違反にも欠格期間を長期にする、重い罰金を科すなど免許付与後の資格管理を適切に行うこと。また、免許再取得の制限を厳しくし、重大な違反を繰り返した場合や違反による死傷事故を起こした場合などは永久に免許取得資格を与えないこと

６　命と安全が最優先される社会の実現

6-1　安全の課題を交通の「円滑」と同列視せず、生命尊重を貫くこと。交通安全対策基本法に基づく「交通安全基本計画」の目標を「交通死傷被害ゼロ」とし、事故原因と原因にいたる要因を完全に絶つ施策を講じること。そのために、運輸安全委員会の調査対象に一般の自動車事故を加え、車の安全性能の問題や道路構造の問題など、事故原因を徹底究明し、被害ゼロへの方策を明らかにすること。政府および道の交通安全基本計画の専門委員に交通事犯被害者団体からの委員を加えること。

6-2　車道至上主義を改め、歩行者や自転車通行者、とりわけ子どもやお年寄りが安全・快適に通行できる道路環境など、二重三重の安全対策を講じて被害ゼロを実現すること。自転車道・自転車レーンの整備を急ぐこと、幹線道路での歩車分離、通学路や住宅地、商店街など生活道路においては、クルマ通行に優先権を与えず、規制速度を30キロ以下とするなど、速度規制と歩行者優先を徹底すること。交差点での歩行者、自転車事故を防ぐために、歩車分離信号への切り替えを100%を視野に速やかに進めること。ロードキルが原因の交通事故被害を根絶するために、高速道路における野生生物の侵入防止対策を万全にし、一般道路においては速度抑制を徹底すること。

6-3　自動車事故被害が深刻な事態となる根本要因は、クルマ依存と高速走行を最善の価値とみなすスピード社会である。速度抑制が基本に据えられないＩＴＳ（情報通信技術を活用した交通システム）推進ではなく、全てのクルマに、道路状況に応じ段階別に設定した速度抑制装置（リミッター）装着を義務づけるなど、抜本的な速度抑制のための制御を進めること。

6-4　運輸業者の安全に対する社会的責任を明確にし、監査を徹底するとともに、悪質違反や重大人身事故を惹き起こした場合の罰則強化など行政指導を強化すること。職業運転手の労働条件を悪化させ、因って安全運転管理に逆行する交通運輸産業の規制緩和政策および「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を早急に見直すこと。

6-5　事故原因解明と再発防止のため、行政指導に必要な情報開示を徹底すること。

6-6　公共交通機関網を整備し、クルマ（とりわけ自家用車）に依存しない安全で快適な生活を実現すること。　以上

願いの実現めざし・・・・・・・・・・・・・・・・・関係機関に要請

7・7　道警との意見交換会

7月7日、道警会議室にて意見交換会を行いました。世話人会の前田、小野、内藤、荻野の他、能勢さんにも出席いただきました。道警からは、交通企画課、交通捜査課、警務課犯罪被害者支援室の３課が対応しました。

長年意見交換会を続ける中で、相互理解が深まっていることに感謝しながら、大きく8項目の要望の中で強調したのは次の諸点です。

・被害の当事者にとって、初動の公正な捜査とその後の支援に関わる最初の警察の対応は重要。加害者言うなりの不公正捜査にならないよう、実況見分調書を公正に作製して欲しい。「被害者連絡調整官」の被害者への丁寧な対応をお願いする。

・先般新たに施行された自動車運転処罰法によって、被害事件が根絶されるよう、奮闘願いたい。

・6月18日の旭川での悲惨な事件など教訓に、昨年のフォーラムで確認された「交通死傷ゼロへの提言」を生かして欲しい。安全な交通環境のポイントとして、車道至上主義ではなく歩行者の安全を第一とした「ゾーン30」などの推進がある。重視して欲しい。

これに対し、交通企画課 大田見課長補佐、交通捜査課 斎藤課長補佐からは、それぞれ「スクールゾーンなどでの取り締まりを強めている。子どもや高齢者を守るため、運転者の意識改革の必要性も痛感する」「交通事故はあってはならない被害。減らすではなく、無くすために取り組む。死人に口なしとならないよう、バス会社やトラック協会の協力も得て普及の増えたドライブレコーダーの映像を捜査に活用している。逃げ得など許さないため新しい処罰法も生かしたい」など発言がありました。また、歩車分離信号の設置数は、13,024交差点中、174箇所（平成25年末）であるとの回答が後日ありました。

8・2　道知事宛要望書を提出

8月2日、前田代表、小野･内藤両副代表の3名で、道知事宛要望書提出を行いました。

応対したのは川城道環境生活部長はじめ、佐藤くらし安全局長、近藤道民生活課長、安海交通安全対策担当課長など関係部局です。

はじめに、6月の旭川の事件、7月13日の小樽飲酒ひき逃げ事件についてふれ、今こそ被害根絶の根本対策が求められていること、「交通死傷ゼロへの提言」の主旨など述べ、その後、道知事宛13項目の要望について説明しました。

特に、道独自の交通安全施策について、車道優先ではなく交通静穏化を徹底する中で歩行者、自転車、子どもお年寄りの安全を優先して欲しい。そのためにもゾーン30の普及徹底や歩車分離信号、自転車レーンの整備など図るべきで、利便のために少しの被害は仕方ないという意識を道が率先して変えていって欲しいと強調しました。

これらの要望に対し川城部長は「被害を受けられた方のお気持ちは察して余りあるものがある。辛い中、事故撲滅に広範囲な活動をされていることに敬意を表する。要望については、貴重な意見として今後につなげていきたい」と述べました。

続いて、安海担当課長からは、具体的に「高規格緊急自動車の整備は、年々整備され昨年4月現在で333台となった。ドクターヘリは道南に導入予定で、４機体制となる。高次脳機能障がいについて医療と福祉の融合が必要なので、『高次脳機能障がい者診断・リハビリテーション等研修企画委員会』を開催し地域の課題を検討している。脳脊髄液減少症について、診断基準・治療方法の早期確立と保険適用等について引き続き国に要望する。7月の小樽の事故を受け、関係7者連絡会議を開いた。啓発リーフ作成など、風化させない取り組みを真剣に検討している。北海道の交通事故死者の3分の1が歩行・自転車乗車中の犠牲。飲酒運転の防止も含め子ども高齢者など守っていきたい。ゾーン30は、規制は簡単だが,担保するのが難しく福住地区1箇所にとどまっている。裁判で指摘されたロードキル対策も出来る限り進めている」など回答がありました。

会からは、「ゾーン30など速度規制は構造物設置を前提としない形で徹底を進めるべき。市街地では、40キロや60キロで走れる幹線道路が特別なのだということを常識にするべきで、こうしたことも道が率先して進めて欲しい」と付言しました。

8・12 関係各省宛要望書提出

総会で確認された要望書本体（p12）は、3年前より関係各省への提出を依頼してきた道選出の荒井聡衆議院議員事務所を通して、8月12日付で内閣官房長官、警察庁長官、法務大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣宛提出しました。

緊急の訴え

小樽飲酒ひき逃げ４人死傷事件に危険運転致死傷罪適用を

前田 敏章

7月13日小樽市銭函で発生した飲酒ひき逃げ事件で、通り魔殺人的被害に遭われた被害者の方のご冥福を祈り、またお身体の早い快復を願うものです。

同時に、札幌地検が8月4日、容疑者の起訴罪名を危険運転致死傷罪（最高懲役20年）ではなく、過失運転致死傷罪（最高懲役7年）としたことに、大きな疑問があります。2001年の危険運転致死傷罪創設や、今年5月20日に改正施行された自動車運転処罰法など、交通犯罪に対する刑罰適正化を必死に訴えてきた者の一人として、札幌地検には危険運転致死傷罪への訴因変更を求めるものです。

加害者は、見通しの良い直線道路で、飲酒の影響で前方注視をせず（できず）、歩行者4人をブレーキもかけず後ろからひき、救護義務もせず逃げました。一体この行為が危険運転で裁かれないのであれば、法の意義はどこにあるのでしょうか。ご遺族等の悲憤を思うとやるせない気持ちで一杯です。

この度の札幌地検の判断は、平成18年8月25日に起きたいわゆる「福岡海の中道大橋事件」の最高裁判決（平成23年10月31日）にも反します。

この判決では、直接の原因が脇見（小樽の事件の場合はスマホの操作）であっても、それは「アルコールの影響により前方を注視してそこにある危険を的確に把握して対処することができない状態」（飲酒によって正常な運転ができない状態）にほかならないという判断を明確にしているからです。

緊急に、ご遺族と有志（高石さんと前田）で「7･13小樽飲酒ひき逃げ事件被害者等連絡会」を発足させました。地検への要請や署名活動を予定しています。とりくみは私の個人HP「交通死、遺された親の叫び」（「交通死」で検索）で報告します。ご協力をよろしくお願いします。

北海道被害者支援連絡協議会での講話

札幌市　真島　勝彦

北海道被害者支援連絡協議会（善養寺圭子会長）の定期総会が7月9日、北海道警察本部で開催され、総会後に「息子の思いとともに生きる」という題で犯罪被害者としての思いを話してきました。

北海道被害者支援連絡協議会は1997年（平成9年）に事務局を北海道警察本部被害者対策室に置いて始まり、被害者の視点に立つ、公的、私的な関係団体の連携と協力による被害者の支援活動の推進を行うことを目的としている団体であり、その意味でも私たちの北海道交通事故被害者の会との連携と協力があってもいい関連団体ではないかと思います。

犯罪被害者や遺族が第一に望むことは事件の真実です。特に交通犯罪の場合、被害者が亡くなっている場合、加害者の一方的な主張だけで処理されることが多く、遺族の苦しみになっていること、警察や検察に望む第一のことは真実の究明であることを、加害者が赤信号を殊更に無視したことをごまかすために事件の最初から裁判まで嘘をつき続けた息子の事件のことを例にしながら話しました。息子の事件も目撃者がいなければ加害者の主張の通りになったかもしれません。

自動車の性能が向上し、道路自体がよくなっている現在、死亡事故自体は少なくなっています。なおさら個人の運転の悪質性や個人の資質や生き方が問題になる事件が増えているように思います。その中で、現在でも交通犯罪が他の犯罪より刑が軽くなることの理不尽さを、加害者の犯行の悪質性や情状酌量の余地がなかったにもかかわらず、加害者が働いていた運送会社が任意保険に入っていることだけを理由に、裁判所が裁判員裁判で「危険運転致死罪」と認定したにもかかわらず、検察の求刑10年を5年に減刑したことを訴えました。

また、支援団体のなかには安易に「グリーフケア」を扱い、被害者が悲しみを克服することを目的とする人がいることに疑問を投げかけました。悲しみ、グリーフというのは、そこから回復するべきだとか、取り除くとか、そういう病気のようなものではなくて、愛しい人への思いそのものです。かなしは「愛し」でもあり、「悲し」でもあり根っこではつながっています。つまり愛しているから悲しい訳です。被害者遺族としては、天国で息子と再会する日までこの悲しみと一生つきあっていくしかないのです。

8月29日には函館で、函館被害者支援連絡協議会研修会があります。被害者支援をしたいと思っている方々の思いを大切にしながら、被害者遺族の思いを伝えてこようと思います。

深川市で初の「いのちのパネル展」　世話人　伊藤 博明

「うーん、迫るものがあるねー」パネルの写真で微笑む、帰らぬ“息子や娘”を、30代のご夫婦と、その幼い娘さんらしき親子が、呟きながら真剣にパネルに見入っている・・・。7月11日から一週間、深川市中央公民館ホールを会場に、深川市では初めての「いのちのパネル展」が開かれ、多くの市民に交通事故の悲惨さと、残された家族、今も、その後遺症に苦悩する交通事故被害者の“こころの内”を伝えました。

この開催を北海道新聞と地元紙の北空知新聞が取り上げ、設営会場で取材に応じた当会の小野茂副代表は「ご当地の深川でも大きな交通事故が起きています。私達は、交通事故の悲惨さを、身を以て訴えながら、一件でも事故が起きて貰いたくない想いで活動しています。パネル展は全道各地で開催していますが、深川では初めてなので多くの方に観てほしい」と応じ、翌12日の各紙面は、この開催を大きく報じてくれました。

開催場所であるこの公民館は、深川市の中心的な市民の文化活動の拠点として利用されていることから、連日多くの市民が訪れる施設。中には、当日配置した当会の広報紙やパネル展のＰＲ用冊子を数冊手にとって「うちの会のみんなに見て貰いますね?」と持ち帰ってもらうなど、大きな関心を得たようです。

開催当日は奥さんを連れ立って訪れた車椅子の小野副代表は、最終日、パネル撤収に一人で高速道路を走って来て「深川はいいねー。道の駅でレタスを買ってきたよー」と屈託がない。帰りの道すがら、私邸に立ち寄って頂いて、自称“いとう農園”の白菜と胡瓜を手土産にしてもらいました。

小野副代表特別製のスカイブルーの帰り車を見送りながら「こうやって、自分も社会との関わりの中で生かして貰って居るのだなあ。明日も仕事ガンバロー！」と、つくづく想った次第であります。

交通事故 悲惨さ知って
深川で遺族の手記など展示
「喪失感と絶望と悲しみのなかを生きています」

【深川】交通事故の悲惨さを伝えることで、事故撲滅を願う「いのちのパネル展」が11日、市中央公民館1階ロビーで始まった。遺族らの思いが詰まった手記など計24点が並んでいる。

遺族らの苦しみがつづられた手記が並ぶパネル展

北海道交通事故被害者の会のメンバーでつくる実行委が主催。2003年から道内を中心に展示会を開いているが、深川での開催は初めて。

手記では「家族は喪失感と絶望と悲しみのなかを生きています」「一緒に買い物に行ったり、飲みに行ってゆっくり語りたかったな」といった遺族らの苦しみと共に「誰にもこんな思いをさせたくないのです」などと事故撲滅の願いもつづられる。パネルには亡くなった人の生前の写真も添えられ、命の大切さを訴えかける。

自身も15年前に息子を亡くした実行委の小野茂さん（65）は「残された家族の思いを見て、1件でも事故が減ってほしい」と話す。展示会は17日まで。午前9時～午後7時ごろ（最終日は午後3時まで）。無料。（喜代吉健介）

2014/07/12　北海道新聞(空知版)

伊藤さんには五月の総会時に声をかけました。その後私のした事は資料を若干送ったこと位で、場所取り・警察・交通安全協会・新聞社への連絡は全てしていただき、とても安心して行く事が出来ました。
また館長も、とても協力的で館の利用者に「展示」の声をかけてくれていました。

帰りには自家農園の野菜まで頂き、伊藤様には大変お世話になりました。

（パネル展実行委員長　小野　茂）

「いのちのパネル」24枚展示 市内

この笑顔も未来も、輪禍が奪った

交通事故で家族を失った遺族の心の叫びがつづられた「いのちのパネル展」

【石狩】交通事故の悲惨さを伝える「いのちのパネル展」が、市役所1階ロビーで開催されている。事故で亡くなった人の生前の写真と、遺族の思いがつづられた手記をまとめたパネル計24枚が並んでいる。

北海道交通事故被害者の会（札幌）の小野茂副代表（65）らでつくる実行委主催で、昨年は道内中心に25カ所で開催された。石狩では初開催。同会の会員約100人のうち、「心の整理がついた人」（小野さん）を対象に、パネルを作成している。

パネルには、ラジオを操作していた運転手の車にはねられた当時17歳の女子高生や、乗用車を追い越して制御を失ったトラックにはねられた通学途中の14歳の少女らの笑顔の写真が掲載されている。

手記には「娘は結婚し、子供も2人になりました」と亡くなった夫に呼び掛ける妻の言葉や、「娘の笑顔が見たい、声が聞きたい！」などと遺族の心の叫びがつづられている。小野さんは「事故の報道の裏に深い悲しみがあることを知ってほしい」と話す。13日まで。（上野香織）

石狩市役所での
いのちの
パネル展
6/2～13

北海道新聞
2014 年6月5日

編集を終えて

■7月11～13日、札幌では6年ぶり3度目となる「生命のメッセージ展」を、in札幌実行員会（道内10家族は全員被害者の会の仲間です）主催で行いました。

12年前、同じ会場（かでる2・7）で開催したときは「77命」のメッセンジャーでしたが、今回は「160命」。■殺人や交通犯罪、いじめ自殺など理不尽に命を奪われた者たちが主役のアート展ですが、今回のテーマは「声なき声に耳をすまして、いのちを大切にする社会へ」。ホールでの展示に加え、道外遺族にもお願いしてのメッセージ講演、道内遺族をパネリストとしたシンポジウム、そして映画「ゼロからの風」上映会と盛りだくさんの企画でしたが、関係機関も含め沢山の人に支えられ、入場者は1300人を超えました。

写真は80人が参加した講演会

■残念であったのは、メッセンジャーが必死の訴えをしている最中の7月13日午後、小樽市銭函で飲酒運転により歩行者4人が死傷されるという「交通殺人傷害事件」が起きたことです。■怒りと空しさを倍加させたのは、8月4日、札幌地検が容疑者を危険運転致死傷ではなく**過失運転致死傷**で起訴したことを知った時です。■あってはならない「通り魔殺人的」行為を軽く裁き、「仕方のない事故」と半ば容認する生命倫理に反する麻痺した刑事司法と社会。■憤りと無念を一番感じているのは、もう帰ってこない被害者の方々です。声なき訴えを代弁することが使命と考え、小樽の事件についても取組みます。

（前）

《 是非ご参加下さい 》

世界道路交通犠牲者の日 北海道フォーラム

「交通死傷ゼロへの提言」

■11月16日（日）13:30～16:00

■「かでる２・７」（北２西７）520研修室

WHO（世界保健機関）が提唱した「世界道路交通犠牲者の日」（11月第3日曜）に連帯し開催します。

当日は、①ゼロへの願い（被害者の声）②ゼロへの提言 ③ゼロへの誓いの3部構成です。（入場無料）

会の日誌

2014.4.6．～8.18.

≪会合など≫

4/9、5/7、6/11、7/9 世話人会・例会
4/9 会報44号発送　5/10 定期総会、会員交流会
7/7 道警との意見交換会　8/2 道知事宛要望書提出
8/12 関係各省宛要望書提出

≪訴えの活動≫

◆ 4/24 江別高校　5/15 旭川商業高校　6/2 白老町立白老中学　7/23 旭川市立向陽中学（白倉）
◆ 4/25 奈井江商業高校　5/8 札幌市立陵陽中学　5/16 千歳高校定時制　6/6 旭川市立神居東中学　6/27 月寒高校定時制　7/7 札幌市立北白石中学　7/9 美瑛高校　7/11 札幌市立丘珠中学　7/14 帯広柏陽高校定時制　7/18 共和町立共和中　7/23 札幌琴似工業高校　7/23 小樽ドリームビーチ（高石）
◆4/30 札幌月寒高校　5/21 帯広白樺学園高校　5/23 上富良野高校　5/31 東海大学　6/5 月形刑務所　6/12 浜頓別高校　6/23 札幌市立中島中　7/14札幌市立厚別南中　7/17 斜里町立斜里中　7/25 苫小牧市立明倫中　8/15 司法修習生への講話　（前田）
◆ 7/9 道被害者支援連絡協議会での講話（真島）
■ 免許停止処分者講習での講師
4/24 荻野　5/22 前田　6/26 荻野　7/31 前田

≪いのちのパネル展≫

① 4/13～18 北広島駅　② 4/19～25 白石区民センター　③ 5/16～22 豊平区民センター　④5/24～30 厚別区民センター　⑤ 6/2～13 石狩市役所　⑥ 6/23～27 北海道大学　⑦ 7/11･12 札幌北陵高校　⑧ 7/11～17 深川市中央公民館　⑨ 7/18～31 日本医療大学　⑩ 8/19～26 伊達カルチャーセンター

パネル展感想

「米内隆輔君のパネルを読みました。加害者に救護処置もされず、意識を失ったままの隆輔君の両親は、退職したり仕事を変えたり、本当に辛く大変と思います。一つの事故で家族だけでなく周囲の人たちに大きく影響を与えているということで、一つの命がどれだけ大切かわかりました。加害者に対して怒りの気持ちを持っています。運転をする人はよく気を付けて、もっと命を大切にして欲しいです。」

（札幌北陵高校　男子）

写真は日本医療大学